

KAMA ちゃんの「廃棄物ひとくちコラム」

廃棄物処理法はどう変わったか（その 9：最終処分場に係る構造基準の強化）

前回コラムでは、主に最終処分場に係る手続規定の変遷について書きましたが、今回は最終処分場の構造基準や維持管理基準を定めている技術上の基準の強化の歴史について書いてみたいと思います。

前月号に書いた通り最終処分場が法律に登場するのは、昭和 51 年の法改正時ですが、技術上の基準は中間処分施設に比べ多岐にわたるため、法施行規則（省令）に書き切れませんでしたし、放流水に係る基準は水質汚濁防止法と整合性を取る必要がありました。そこで、産業廃棄物処理施設の技術上の基準を定めている省令第 12 条では、括弧書きで産業廃棄物最終処分場を除くとして中間処理施設に限定した技術上の基準を規定し、最終処分場については、別個の「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」として規定されました。長い名称の規定ですので行政担当者の間では、通称である「共同命令」と呼ばれることが多いです。ついでに、なぜ「共同」なのかというと、当時廃棄物処理法を所管していた厚生省と水質汚濁防止法を所管していた環境庁（総理府の下部組織）の両方に関連する規定であったことから共同で省令・府令を公布したことに由来するものです。両法が環境省の所管となった平成 13 年以降は、環境省単独の省令として公布されていますが、共同命令の呼称は今でも残っています。

さて、共同命令の中身ですが、今回はまず構造基準について見てみたいと思います。最終処分場には 3 つのタイプがあることは読者の皆さんもご存じのことと思います。①遮断型②管理型③安定型と 3 分類されますが、①遮断型は有害な廃棄物を強固なコンクリートのプールに有害なまま埋立てる施設で、全国に 23 施設（埋立終了施設を含む。）しかなく静岡県内には存在しません。本当にレアな施設という理由で遮断型についての記載は省略しますが、最も強化されたのは②管理型に係る構造基準です。そもそも③安定型最終処分場は、場内に降雨があって雨水が処分された廃棄物と接触しても浸出液（廃棄物と接触した雨水）が有機物等で汚染されない廃棄物のみの埋立が許される処分場のことであり、逆に②管理型最終処分場は、そうした有機物や微量の有害物質

が溶け出してくる可能性がある廃棄物を埋立てることができる最終処分場のことを指しています。つまり、「管理型」の名称は、浸出液を集水して排水処理設備で浄化する管理が必要であることに由来しています。

従って、②管理型最終処分場には浸出液が地下に浸透しない遮水シートの敷設等が義務付けられて来ましたが、遮水シートは、通常厚さ1.5 mmの合成ゴム製ですので、鋭利な廃棄物や作業に用いる車両・重機によって破損し、浸出液が地下浸透したり、河川に流出してしまう危険性が指摘されていました。そうした中で1986年には八王子市戸吹処分場で遮水シートの破損による浸出液漏水事故が明らかとなったほか、その後も、東京都（1992年）、千葉県（1994年）、神奈川県（1994年）と次々に遮水シートの破損が原因とされる浸出液漏水事故が発覚するとともに、全国各地でその危険性を理由とする最終処分場建設反対運動が発生しました。

これを受けて国では、損傷事故の防止と最終処分場の信頼回復を図るため、1998年（平成10年）に、共同命令を改正し、遮水工の要件の強化と明確化を図りました。

合成ゴムシートを採用する場合の規定強化のポイントは以下のとおりです。

- ① 遮水シートは二重構造とすること。
- ② 基礎地盤と接することによる遮水シートの損傷を防ぐため、不織布等を敷設すること。
- ③ 二重の遮水シートの間に車両等の衝撃により双方のシートが同時に損傷することを防止できる不織布その他のものを設けること。
- ④ 遮水シートの下部に必要な強度を有し、平らな基礎地盤を設けること。
- ⑤ 遮水シートの表面は、遮光性を有する不織布その他のもので覆うこと。
- ⑥ 地下水により遮水工が損傷する恐れがある場合は、シート裏に地下水集水設備を設置すること。

その他、二重シート以外の遮水工法についても、具体的な要件の明確化がされました。

また、この改正命令により放流水に係る排水基準が強化されました。具体例として生活環境項目の代表的な指標であるBODは日最大160 mg/L、SS200 mg/Lであったものが、改正後はBOD・SSともに60 mg/Lに強化されました。これに適合させるため、付帯設備として設置されている浸出液浄化設備の改造が求められることになった最終処分場もありました。

次回は、維持管理基準の強化について書きたいと思います。